

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成19年3月9日

京都市長 榎 本 頼 兼

- 1 届出者の氏名及び住所  
株式会社ヨドバシカメラ  
代表取締役 藤沢 昭和  
東京都新宿区北新宿三丁目20番1号
  
- 2 届出の概要
  - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社近鉄百貨店 京都店  
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町702番地
  
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000㎡）以下となる日  
平成19年3月1日
  
- 3 届出年月日  
平成19年3月1日

（産業観光局商工部商業振興課）